○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡中土佐町大野見下ル川四二九、四三四、四三七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陣内谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県八代市東陽町南字陳内

一六〇一番地先道路敷　一号及び十九号

一六〇一番　二号

一五九八番　三号

一五九九番・一六一一番合併　四号

一六八一番　五号から八号まで

一六四九番　九号及び十号

一六五一番　十一号

一六二六番　十二号

一六二三番　十三号

一六一三番　十四号

一六一〇番　十五号

一六〇〇番　十六号から十八号まで

○国土交通省告示第二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片側川第二谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号二十五に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県出水郡長島町獅子島

字岩塚　三三二番

三三三番三

三三四番

三三五番一及び三三五番二

三三六番一

三三七番

三八八番二及び三八八番三

三八九番一から三八九番三まで

三九一番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号を順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百六十三号で指定した同号二十五に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県出水郡長島町獅子島

字下村　二八七番一　一号及び二号

二八五番　四号

字岩塚　三三四番　三号

○国土交通省告示第三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

厚木沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

東京都三宅島三宅村

坪田　一五九四番　一号及び二号

一五九五番　三号から五号まで

一五九六番　六号、二十七号及び二十八号

一五九七番　二十九号及び三十号

一五九八番　三十一号

一五九九番　三十二号

二一四五番一及び二一四五番二　三十三号及び三十四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村

坪田　一五八七番一

一五八七番三

一五九一番一及び一五九一番二

ハ　次に掲げる土地に存する標柱三十一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱三十一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで掲げる土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村

坪田　一五九九番

一五九六番

二一四五番一及び二一四五番二

○国土交通省告示第四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉の木沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県都留市小野字杉名沢

一五九五番　一号から四号まで

一五九四番　五号

一五九二番　六号

一五七〇番　七号から九号まで

一五四一番　十号及び十一号

一五四〇番　十二号から十四号まで

○海上保安庁告示第一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　布津港湯田A防砂堤灯台

位置

所在地　長崎県南島原市（布津港湯田A防砂堤外端）

北緯　三二―四一―二〇

東経　一三〇―二一―三六

変更した事項

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十二年十一月五日